

1 - 1 健やかに暮らせる健康づくりの推進

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

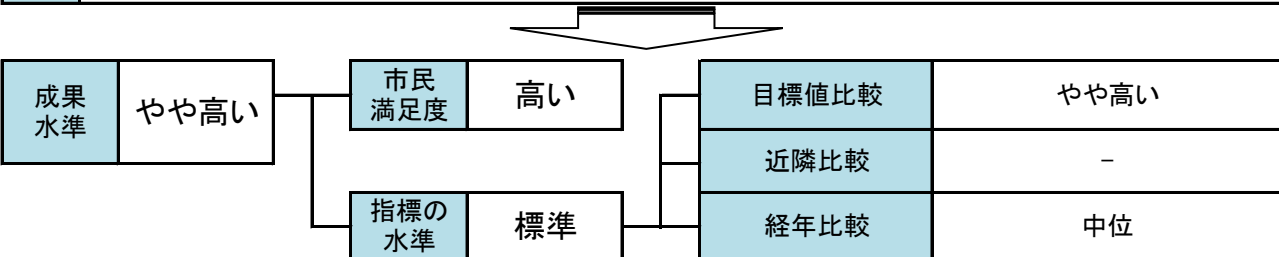
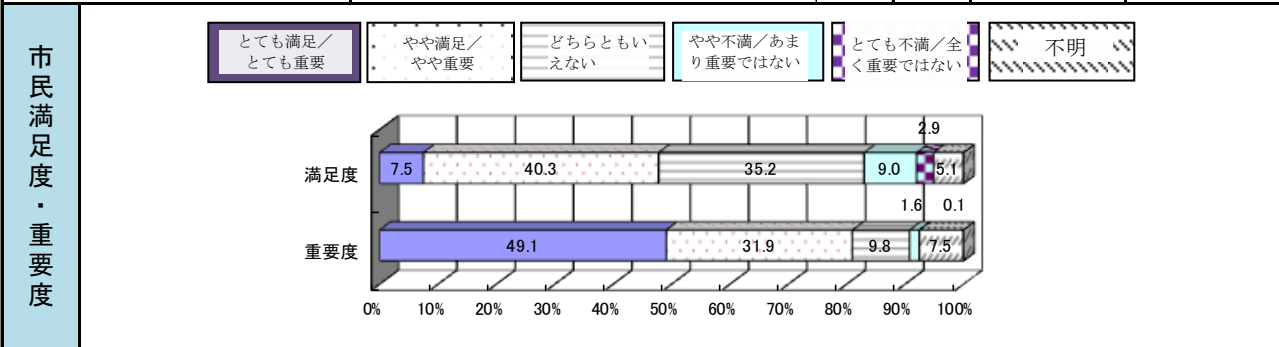
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	健康が維持されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
3大生活習慣病の死亡率(人口10万対年齢調整死亡率)	↘	割合	
アンケート調査「自分が健康であると思う」と答えた市民の割合(5年ごとに実施・次回は平成25年度)	↗	%	
市民アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
健康の維持増進	健康教育・相談者数	↗	人	20,810	16,849
保健・予防の推進	全結核罹患率(人口10万対)	↘	割合	7.4	9.0
	乳幼児予防接種の接種者の割合	↗	%	95.3	95.0
	高齢者予防接種の接種割合	↗	%	55.6	53.0
生活衛生対策の推進	立入検査の計画に対する実施率	→	%	100.0	96.0



【取組内容と成果】

生活習慣に起因する内臓脂肪症候群や、がん等が疑われる早期の段階から改善や治療に取り組めるよう、各種健診の受診勧奨、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動に努めた。

まちづくり市民アンケート調査において、「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合は、目標値を上回った。

3大生活習慣病の死亡率(人口10万対年齢調整死亡率)について、平成24年度実績値が未確定のため、前年の数値で見ると、22年度実績値が235.6、23年度目標値が226.0、23年度実績値が239.5となっており、数値を下げる目標値であることから、目標を達成することができなかった。

【成果を押し上げた要因】

「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた人の割合の増加要因については、地域の拠点施設において定例健康相談を実施したほか、健康相談窓口の紹介や、うつ病や自殺予防対策の一環としての「ゲートキーパー研修」の実施などが効果を上げていると考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

3大生活習慣病の年齢調整死亡率については、年によって多少の変動がみられるため長期的に見て評価をしていく必要があるが、15年以降の年次推移をみると、脳血管疾患の年齢調整死亡率は、ここ10年間で大きく低下の傾向にある。しかし、悪性新生物、心疾患は横ばいから若干増加傾向にあり、75歳未満の年齢調整死亡率も横ばいで経過している。がん検診受診率が低率にとどまっていることや、虚血性心疾患の原因となるメタボリックシンドロームは長い生活習慣の積み重ねで起こるが、特定保健指導等の利用者が少ないことから、生活改善の取組がまだ十分に浸透してきていないことなどが要因と考えられる。

【これからの課題】

3大疾病による死亡の割合は、依然として死因の6割を占めており、病気の早期発見・早期治療のための健診受診率の向上がさらに求められる。また、日常の健康管理のほか、生活習慣病予防や介護予防等、将来安定したQOL(生活の質)の向上を獲得するため健康に関する投資的な予防が必要である。そのためにも、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などとの一層の連携を図りながら、市民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要がある。

また、全国的にも食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食品衛生については、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導を推進するとともに、正しい食品衛生知識を普及啓発する取組を一層強化する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

生活習慣病の予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策及び合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を推進する。

また、健康づくりサポーターとの連携した活動により、個人の健康づくりを支援する環境を作る。

○ 国・県・他自治体

生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

健康格差の縮小や健康寿命の延伸に向けて、「健康日本21プラン」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。

○ 市民・NPO

市民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、積極的に生活習慣の改善に取り組むことにより病気を予防する。

また、検診を積極的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努める。

○ 企業・その他

働き盛りの年代の生活習慣病予防対策や喫煙によるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の予防、受動喫煙の予防、メンタルヘルス等、職場における健康づくり活動に取り組む。

1 - 2 地域をリードする医療体制の確立

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

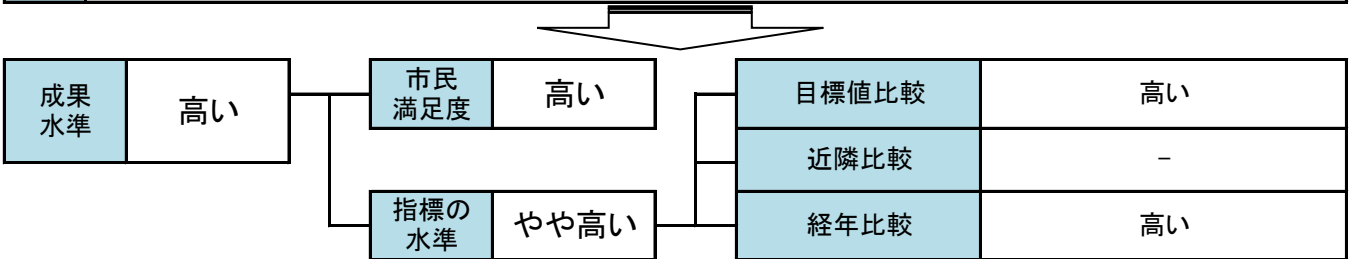
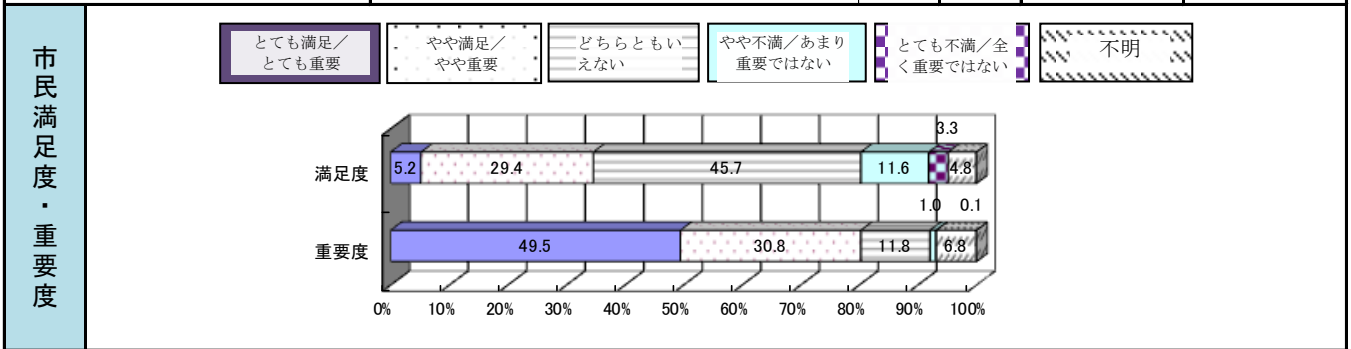
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	適切な医療が受けられる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「いつでも身近に受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
医療機関との連携強化	市民アンケート調査「かかりつけ医がいる」と答えた市民の割合	↗	%	64.0	52.0
適切で健全な市立病院の運営	医業収益(一般会計負担金を除く)	↗	千円	3,140,615	2,960,671
	純損益	↗	千円	116,475	△ 71,318
	経常収支比率	↗	%	103.4	98.4
	入院延患者数	↗	人	64,151	63,579
	外来延患者数	↗	人	96,105	88,083
救急体制の充実	救急自動車の平均到着時間	→	分	5.9	6.7



【取組内容と成果】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制の周知を図ることにより、各医療機関の持つ機能をより明確にし、また、「かかりつけ医」の必要性も啓発するなど、役割分担と連携による医療提供体制の構築に努めた。

市立病院においては、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用を行い、21年3月に策定した「盛岡市立病院改革プラン」とその実施計画である経営改善計画により、診療収入の増加と経費の削減による経営改善に取り組んできた。

24年度は第2次の経営改善計画に基づき取組を進めたが、経営改善計画の目標である単年度収支の均衡は達成できなかった。

救急体制の充実については、23年の平均到着時間は6.7分となっており、厳しい目標値には達しなかったものの、全国の8.2分や県の8.6分より早い時間となっている。なお、参考として、119番通報から病院に収容されるまでの23年の平均時間では、全国が38.1分、県が40.5分、盛岡市が30.6分となっている。

【成果を押し上げた要因】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制について市民にホームページ等で広報を行ったことにより、医療機関の体制が周知されてきたものと思われる。

救急体制の充実については、救急要請に対応する時間短縮がわずかながら図られたが、現状の救急自動車の配備体制の中で効率的な運用が行われたものと推察する。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市立病院においては、24年度は計画上変動の想定をしていなかった医師数の減少による。医師1名の急な退職により補充ができず欠員となったことに加えて、医師1名が長期の病気休暇を取得したことで、実質的に入院、外来とも患者数を確保できなかった。薬品費や人件費などの費用の抑制はできたものの、予定した収益を上げることができなかったことから、目標との間にギャップを生じたものである。

救急体制の充実については、救急要請に対して迅速に対応するため厳しい目標値を設定していること、また、救急件数が年々増加(22年 8,913件、23年 9,574件、24年 9,873件)していること。

【これからの課題】

比較的軽症な患者が第二次・第三次救急医療機関を受診することで、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらすことから、適正な医療機関での受診を促す必要がある。特に、「かかりつけ医」への理解を深め「かかりつけ医」を持つという意識の醸成を図る必要がある。また、医師確保問題の解決は、個々の自治体の努力のみでは困難であることから、今後とも県全体で継続的に取り組む必要がある。

市立病院は、23年度から26年度を計画期間とする第2次経営改善計画に基づき、診療報酬改定への早期対応による医業収入の確保や経費の抑制に取り組み、計画期間の早期に単年度収支の均衡による経営の健全化を達成し、安定した健全経営を目指すとともに、市民に良質な医療を提供していく必要がある。

盛岡地区広域消防組合消防本部における、救急自動車の高規格車両への移行と救急救命士の養成により、救命率の向上が図られることから、その推進に向けた適正な財政負担が必要となる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【医療機関との連携強化】

盛岡地区の医療体制や「かかりつけ医」の役割などを周知することにより、医療の適正な受診を促す。また、各種健康診査や訪問指導等により、市民の健康増進を図る。

【適切で健全な市立病院の運営】

市立病院の健全経営は、病院事業管理者のもと病院職員が一体となり、主体的に取り組むことにより達成できるものである。

【救急体制の充実】

高規格救急自動車への変更配備と並行して、救急救命士の増員・養成に努めるほか、市民に対する応急手当の普及講習の開催や、指導者の派遣等を行う。

○ 国・県・他自治体

【医療機関との連携強化】

安定した医療体制の整備及び維持・確保に努める。

【適切で健全な市立病院の運営】

医療制度の適切な運営、医師不足対策への対応、公立病院の不採算部門への適正な財源補てんなど国が果たすべき役割もある。

【救急体制の充実】

市町村の消防機関が行う応急手当の普及啓発活動が、計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導・助言を行う。

○ 市民・NPO

【医療機関との連携強化】

盛岡地区の医療体制などを理解し、医療の適正な受診を心がける。

また、「かかりつけ医」を持ち、自己の健康管理に注意し、早期治療や病気の予防を心がける。

【救急体制の充実】

救急自動車が現場に到着するまでの間、迅速・的確な応急手当が行えるよう救命講習を受講し、傷病者の救命率向上の一助を担う。

○ 企業・その他

【医療機関との連携強化】

医療機関は、患者に対して健康管理指導等を通じて信頼関係を築くように心がける。

1 - 3 共に歩む障がい者福祉の実現

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

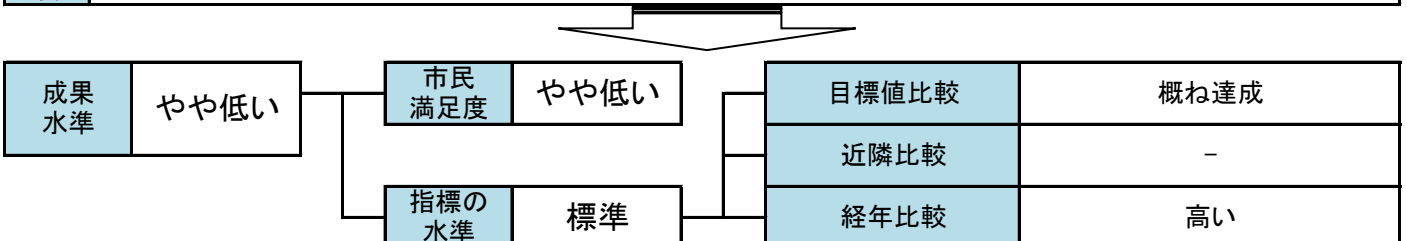
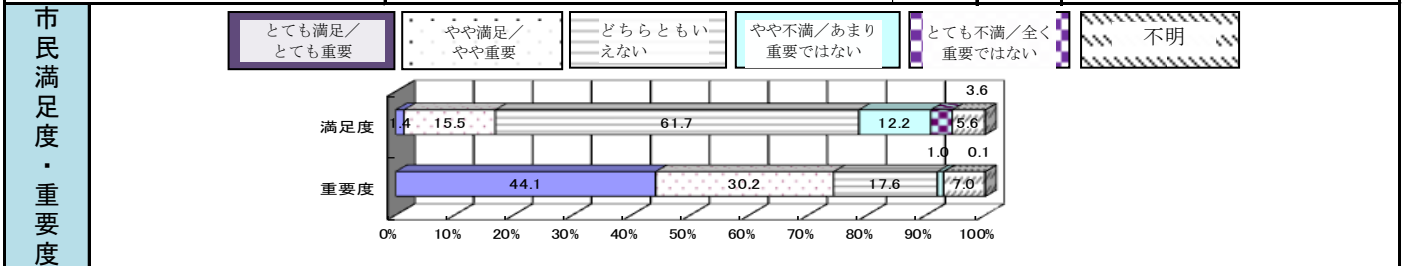
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	地域で安心して生活することができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	↗	%	
施設, 病院から地域への移行	↗	人	
施設から一般就労への移行	↗	人	
管内事業所の障がい者雇用率	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
理解と交流の促進	市民アンケート調査「障がいや障がい者について知っている」と答えた市民の割合	↗	%	46.5	39.9
	障がい者アンケート調査「障がい者に対する市民の理解が進んだ」と答えた割合	↗	%		
障がい者福祉サービスの充実	就労している障がい者割合(障がい者アンケート)	↗	%		



【取組内容と成果】

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、国では特別対策や緊急措置により、利用者負担及び報酬の見直し等を行い、法施行当初に批判のあった項目の改善と法の定着を図ってきた。特に、大きな批判があった利用者の応益負担については、実質的に応益負担となっていたが、22年12月の「障害者自立支援法」の改正によって、法律上で応益負担が位置付けられた。

23年8月5日公布された障害者基本法の改正により、障害者の定義の見直しが行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化した。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部が改正され、23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、24年4月1日から、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施された。

24年4月1日から、障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう、国の制度改善に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。

「障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合」は、目標値を上回った。一方で、「施設・病院から地域への移行」、「施設から一般就労への移行」及び「管内事業所の障がい者雇用率」は、目標値を下回った。

【成果を押し上げた要因】

障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合の伸びは、就労継続支援等を実施する事業所が増え、サービス提供可能量が増えたことと、就労訓練の内容が多様になったことから、利用者が増加したことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

施設・病院から地域への移行については、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、ソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。

施設から一般就労への移行については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めている。規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多い。

管内事業所の障がい者雇用率については、上記要因により法定雇用率に達していない状況である。なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者法定雇用率は、25年4月1日以降、2.0%に改められた。

【これからの課題】

国では、障がい者福祉制度の見直しを進め、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、25年4月1日から施行された。障がい者の範囲に130疾病の難病患者が含まれたことに伴い、医療機関や保健所と連携し、制度の周知が必要である。

26年度から、障害程度区分を障害支援区分に改めることに伴い、認定方法についての検討が行われている状況であり、今後国の動向を注視しながら、適切な対応が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【理解と交流の促進】

障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

・福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。また、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。
・国で検討が進められている制度改革により頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し、適切に対応していく。

○ 国・県・他自治体

【理解と交流の促進】

障がい者の理解の推進や難病患者等制度改革に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等、市町村を支援していく必要がある。

○ 市民・NPO

【理解と交流の促進】

障がいのある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを取り除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。

【障がい者福祉サービスの充実】

障がい者が孤立せずに生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどが積極的なサポートが必要である。また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担をすることについて市民の理解が必要である。

○ 企業・その他

【理解と交流の促進】

企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組を進めていく必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で、課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

1 - 4 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

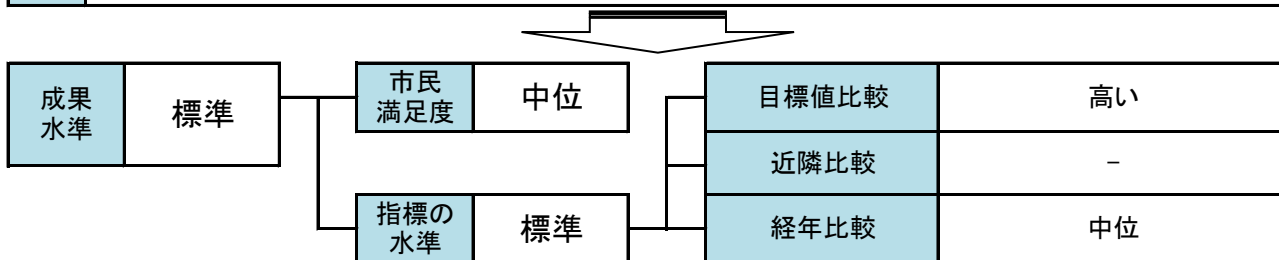
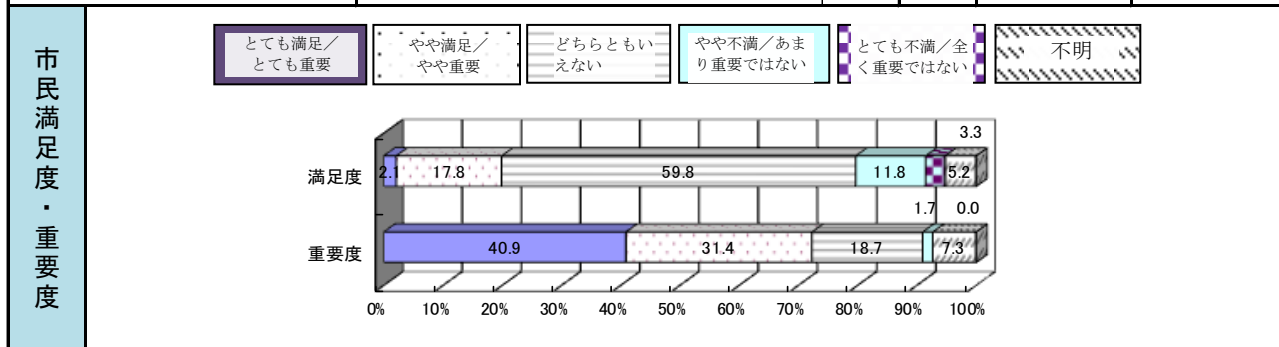
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	「寝たきり」を防ぎ, いつまでも元気に暮らすことができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
介護保険認定者数/65歳以上人口	↘	%	
アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
高齢者の社会参加の促進	生きがい活動をしている高齢者数	↗	人	235,000	242,082
	シルバー人材センター登録率	↗	%	1.30	1.07
高齢者福祉サービスの充実	相談などを受けている高齢者数	↗	人	25,000	20,017
	介護予防事業参加者数	↗	人	330	356
	介護保険サービス利用者数	↗	人	10,140	10,572



【取組内容と成果】

(取組内容)

①高齢者の社会参加の促進

○老人のための明るいまちづくり推進事業

- ・老人クラブ活動の促進 クラブ数:255クラブ 会員数:14,702人 (平成23年度 256クラブ, 15,039人)
- ・老人スポーツの祭典 参加者数:約1,000人 (23年度は東日本大震災により中止)
- ・老人作品展 出展数:349点 (23年度 346点)
- ・老人芸能大会 出演団体:42団体 参加者数:約1,500人 (23年度 42団体, 約1,820人)

○敬老バス運行事業

延べ利用台数:415台 (23年度 409台)

○もりおか老人大学開催事業

24年度入学生:1,095人 (23年度 1,049人)

老人クラブの会員数が減少しているものの、24年度の各事業への参加者は、ほぼ前年度を上回っており、社会活動に参加する高齢者が着実に増加している。高齢者が積極的に外に出て、仲間づくりや生きがいづくり、学習に取り組む事は、高齢者の孤立防止や健康増進、介護予防への効果が期待できる。

②高齢者福祉サービスの充実

○ 介護保険事業計画の進行管理

- ・ 介護保険事業計画に対する介護保険サービス利用者数の達成度
(24年度利用者数計画人数) (24年度利用者数実績人数) (24年度達成度)
10,140 人 10,572 人 104.3 %
- ・ 介護保険事業計画に対する介護保険サービス給付費の達成度
(24年度給付費計画額) (24年度給付費実績額) (24年度達成度)
19,309,017 千円 19,677,203 千円 101.9 %

(成果)

①市民アンケート調査で「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合は、71.50%となっており、目標値を上回る結果となった。

②65歳以上人口に対する介護保険認定者数の比率(認定率)は、数値を下げていくことを目標としているが、目標値を上回る結果となった。

【成果を押し上げた要因】

①高齢者の社会参加につながる取組として、生きがい活動を支援する「老人福祉センター管理運営事業(26施設)」、「老人クラブ活動促進事業」、「もりおか老人大学開催事業」等を通じ、高齢者の社会参加を促進した。また、老人福祉センターを活用しての介護予防教室(太極拳, ヨガ)の開催や減少傾向にある単位老人クラブへのアドバイザー事業などを通じて、生きがい活動支援の充実を図った。

②介護保険サービス利用者数が増加している。これは、介護保険制度の浸透やサービス提供事業所の必要量が整備されてきていることによる。また、二次予防事業対象者把握事業による介護予防の推進や地域包括支援センター及び介護支援センターなどによる相談体制の充実や地域ケア会議などを通じて、地域団体や民生委員等との協働による地域ケア体制の構築に取り組んだ。

・ 介護保険サービス利用者数の増加状況

(23年度利用者数実績人数)	(24年度利用者数実績人数)	(増加率)
9,856 人	10,572 人	7.3 %

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

認定率については、下げていくことを目標としており、高齢者が要介護者・要支援者とならないようにするため、介護予防の取組を進めている。しかし、高齢者のみの世帯が増加していることや介護保険サービス提供事業者の充実により利用しやすい環境が整っていることなどにより、認定を受けて介護保険サービスを利用したいとする方が増えているものと見られる。

【これからの課題】

①高齢者人口が急速に増加する中、特に団塊世代の高齢化に対応するためにも、現行事業を検証しながら、多様化する高齢者の社会参加や社会貢献等に対するニーズを把握するとともに、受け皿となる環境整備や仕組みを構築する必要がある。

②65歳以上の高齢者人口の増加、特にこれに占める75歳以上の後期高齢者が増加していることに伴い、介護保険認定者も増加しており、制度の浸透とともに、介護サービス給付費の増大も課題となっていることから、介護予防事業や相談事業の充実とともに、在宅福祉施策や地域ケア体制整備を一層推進する必要があるが、介護予防事業への参加者数がなかなか伸びない現状にあることから、参加しやすい環境づくりに力を入れるとともに、事業内容をより市民ニーズに合った内容に見直していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【高齢者の社会参加の促進】

活動拠点の整備、情報提供、市民・NPO、地域団体、企業等の協働による受け皿づくりの仕組み構築など、高齢者の自主的な社会参加・生きがいの活動の支援に関する事。

【高齢者福祉サービスの充実】

在宅福祉施策を一層推進する。また、介護保険制度の運営を確実に進めるとともに、市民生活の状況や介護保険サービス事業所の運営など、介護の現場の実態を常に把握し、国や県と連携して制度の維持と適正な利用、認定、保険料の納付確保を行っていく責務がある。

○ 国・県・他自治体

【高齢者の社会参加の促進】

高齢者の就業、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境など、高齢社会対策の枠組みづくりや対策の推進及び調査研究・情報提供に関する事。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護従事者の処遇改善や人材確保策が課題となっており、法制度の面から制度を支える国は、介護報酬の改定を含め制度の仕組みそのものを適切に成熟化させていく責務がある。

○ 市民・NPO

【高齢者の社会参加の促進】

自立を基本に、行政、地域の支援を活用しながら、支え合い、協働により、自己の適性にあった社会参加・社会貢献活動を通じて、生きがいを高め、高齢社会の一員としていきいきとした生活を送る。

【高齢者福祉サービスの充実】

狭義では介護保険料を負担する40歳以上の市民、広義では市民すべてが介護保険制度を支えているといつてよい。したがって、保険料負担への理解や要介護高齢者に対する社会の理解が今後も今以上に高まることが、持続可能な社会保障制度としての介護保険制度を運営していく上で必要である。

また、地域福祉の観点から、地域社会が広く高齢者の生活を見守り支えていく、助け合いの精神による共助の機能が今後一層高まることが期待されている。なお、NPOにあつては、介護サービス事業者としての活動だけでなく、援護の必要な高齢者を支える多様なサービスの提供の面においても、活動が期待されている。

○ 企業・その他

【高齢者の社会参加の促進】

企業の社会的使命を自覚しながら、地域の一員として、それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加・生きがい活動を支援する。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護サービスを提供するほとんどの事業者が、法の趣旨及び制度の仕組みに沿って事業を展開し制度を支えている。しかし、一部に不正請求や真に必要なサービスを提供していないという事案も報道等に散見されることも事実であり、適切に運営していく社会的責務がある。また、企業の社会参加活動の一環として、認知症高齢者に対する理解促進を図る社員教育を行ったり、施設設備の面や接遇の面でユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、新たな動きも出てきており、今後増加していくことが望まれる。

(余白)

1 - 5 暮らしを支える制度の充実と自立支援

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

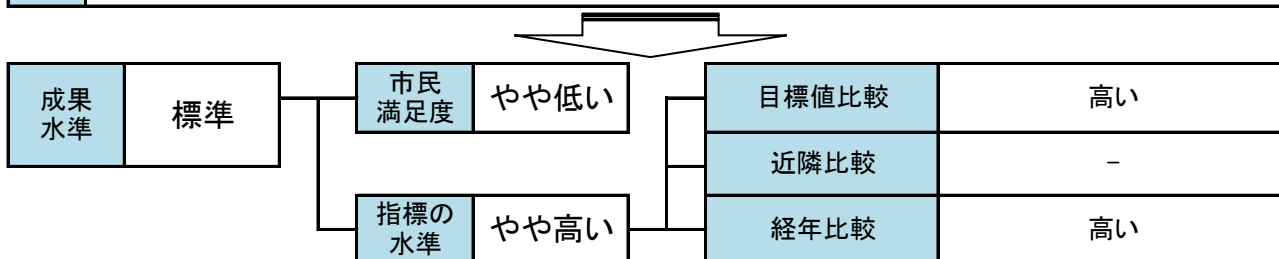
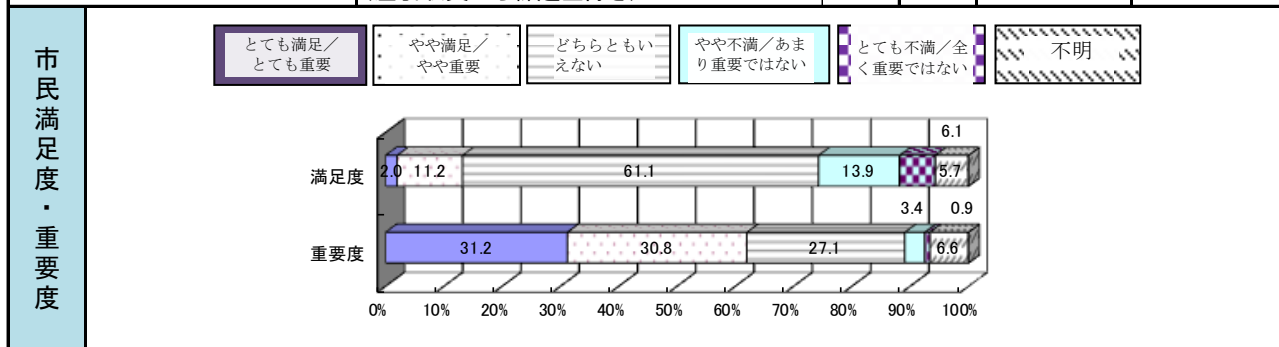
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	経済的に自立できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
生活保護世帯から自立した世帯の割合(死亡・移管・失踪等を除く。)	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
経済的自立の促進	生活保護世帯から自立した世帯の割合	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	1人当たり平均年間受診(診療報酬請求)件数	→	件	10.74	10.95
	市営住宅における高齢者仕様住戸率	↗	%	35.86	35.86
国保制度の健全運営	保険者負担額(保険給付費, 審査支払手数料除く)	→	千円	18,281,741	18,306,660
	1人当たり療養諸費用額	↘	円	321,000	336,239
	現年度収納率(一般分)	↗	%	86.1	85.9
	実質単年度収支額(差引収支から繰越金除き)	→	千円	0	339,448



【取組内容と成果】

経済・雇用情勢を反映し、失業等を理由とする保護受給が引き続き増加していることから、就労支援を一層推進する必要があった。このため、ハローワークとの連携を強化し、就労支援事業活用プログラムを充実させるとともに、稼働能力活用プログラムや職場体験等事業を積極的に推進し、生活保護受給者を対象に経済的自立や社会参加を促進し、目標値を達成することができた。

国保会計においては、医療給付費が年々増加している傾向にあり、平成24年度の医療給付費においても年間で増加した。

一方、国保税の収納率については、納税推進センターによる早期納付勧奨のほか、窓口や電話での口座振替の勧奨、差押えや執行停止などの滞納処分、資格適正化のための職権処理などを進めた結果、目標値には届かなかったものの、最終的には前年度を上回った。

【成果を押し上げた要因】

ハローワークとの連携強化による短期集中的な就労支援と家庭訪問等によるきめ細やかな自立支援を実施したことが、効果を上げたものと考えられる。

国保会計においては、23年10月から開始した納税推進センターによる早期納付勧奨が、2年目で通年実施となったことのほか、24年度から国保加入時に窓口で口座振替の勧奨を開始したことにより、現年度分の収納率を向上させることができたものである。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

国保会計においては、保険給付費の増加傾向に歯止めがかからないが、この要因は、診療報酬の改訂のほかに、24年度の国民健康保険被保険者数が、若年層で減少する一方、高齢者で増加していることが大きく影響しているものと思われる。

また、国保税の収納率については、滞納処分为重点的に行うために体制の整備・強化を試行錯誤しながら進めているが、滞納処分に向けての初動が遅れたことにより、特に上半期において差押等の強制的な滞納処分があまり進まなかったことから、年間実績として目標に届かなかったものと考えている。

【これからの課題】

自立支援をより一層推進するため、就労支援事業活用プログラム、稼働能力活用プログラム、職場体験等事業の対象者を一層拡大していく必要がある。また、24年度から実施している高等学校等就学支援プログラムの充実を図り、中学生や高校生及びその保護者を対象に、その世帯の抱える課題等を整理し、子どもの将来的な社会的自立に向けた支援を行い、貧困の連鎖の解消を図っていく必要がある。

国保制度の健全運営については、ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の差額通知や多重・頻回受診者への訪問指導、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図るとともに、人間ドック事業、特定健診・特定保健指導等を通じた病気の早期発見・予防を推進し、重症化を防止するなど、医療費抑制に向けた積極的な取組が必要である。

また、国保税の収納においては、滞納者の実態の把握に努め、効率的・効果的な催告、差押、執行停止、分納の進行管理を行うとともに、納税推進センター運営の効率化、口座振替の勧奨の継続、コンビニ収納導入の検討など、収納率向上対策のより一層の推進が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【経済的自立の促進】

- ・生活保護事業、医療費給付事業の実施
- ・生活保護世帯からの自立率向上に向けた支援プログラムの充実
- ・市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備

【国保制度の健全運営】

保険者として国民健康保険事業の運営の健全化に努め、被保険者に対して国保制度の周知を図る。

○ 国・県・他自治体

【国保制度の健全運営】

国民健康保険事業の健全運営のため、一定額の負担を担う。

○ 市民・NPO

【国保制度の健全運営】

国民健康保険制度が将来にわたり堅持され、必要ときに医療が受けられるよう、被保険者として国保税の納税を行うこと。

○ 企業・その他

【国保制度の健全運営】

退職被保険者の医療費や高齢者医療制度に係る財政調整に対して、一定額の負担を担う。

1 - 6 みんなで支える子育て支援の展開

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

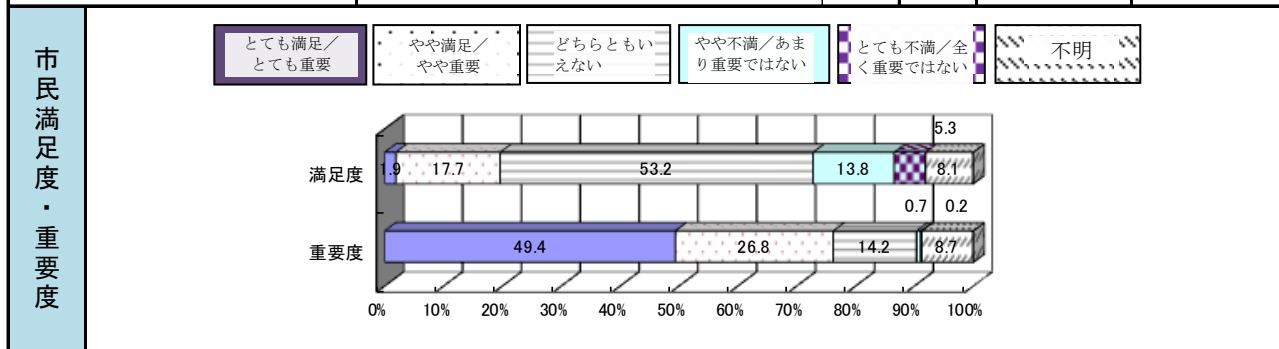
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
保護者	安心して産み・育てやすい

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
子育て支援サービス利用者数	↗	人	
アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↘	%	
アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
保育環境の充実	待機児童数(4月1日現在)	↘	人	15	48
育児不安の軽減	アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どもを持っている親の割合	↘	%	施策の成果指標に同じ	
母子保健・予防の推進	3歳児健康診査受診率	↗	%	95.0	80.2
	妊婦健康診査受診率	↗	%	96.0	97.8



成果水準	標準	市民満足度	やや低い	目標値比較	高い
		指標の水準	やや高い	近隣比較	-
				経年比較	高い

【取組内容と成果】

(取組内容)

- ①保育所の新設や増設、認定子ども園の新設に取り組み、99人の定員増を図るとともに、前年度に引き続き、33.2%の保育料の軽減を行った。
- ②地域子育て支援拠点事業において、広場型2箇所と、センター型7園(拠点保育園のとりよう保育園及び民間委託6園)により事業を展開した。
- ③低年齢児を中心に保育所の待機児童の解消に至っていない。
- ④3歳児健診においては、受診時期の体調等により受診を逃してしまう場合もあることから、未受診者の受診勧奨に努めたほか、妊婦健診を14回実施し、県外へ里帰りした場合でも助成の対象にするなど、経済的な負担軽減にも努めたことや、検診項目等の内容の充実等、受診しやすい環境づくりにも取り組んだ。

(成果)

子育て支援サービス利用者数と市民アンケート調査で「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合については、目標値を達成する結果となった。

また、「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合は、目標値を下回ったものの、前年度を3.3ポイント上回る結果となった。

【成果を押し上げた要因】

①【子育て支援サービス利用者数】

「つどいの広場にっこ」が、平成24年10月に従来の設置場所であった商業施設での開設が可能となり、利用者が増加傾向にあり、今後の成果にも期待ができる。

②【アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合】

子育てに不安や孤立感を感じる家庭を支援するため、つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業を実施するほか、児童福祉課内に家庭相談員2名を配置するとともに、児童虐待の早期発見や予防、関係機関との連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置・運営しており、事業の周知や相談対応により市民の理解が得られた結果、成果が改善されたと考えている。

なお、指標の目標値はクリアしているものの、まだ23.8%の親が「子育てがつらいと感じている」と回答しているものであり、引き続き各種事業の周知を図るほか、相談体制の充実、関係機関との連携に努めていく必要があると考えている。

③【アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合】

「地域における子育て支援」(つどいの広場事業、地域子育て支援センター事業)や「子育てを支援する生活環境の整備」(もりおか子育て応援パスポート事業、赤ちゃんの駅設置事業)、「保護を必要とする子どもへの取組の推進」(児童養育支援活動事業、要保護児童対策地域協議会の設置・運営)など、さまざまな施策に総合的に取り組んできたことや、新たな取組として24年度から取り組んでいる出生届の提出時における子育て支援策の周知などにより、市民の理解が進み、成果指標の改善につながったものと評価している。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

①【アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合】

目標値に届かなかった要因としては、各種施策・支援活動について、周知が十分でなく、市民の理解が得られていないことも要因の一つと考えている。

【これからの課題】

- ①経済状況や女性の就労意欲の高まりなどにより、今後も特に3歳未満の保育ニーズが見込まれるため、引き続き保育所の定員増を図る取組が必要である。
- ②地域子育て支援センターやつどいの広場を中心に子育ての悩みや不安に対する相談、子育て情報の提供や交流等幅広く子育て支援を展開しながら、子育てを楽しんでいるよう利用者に応えていく必要がある。
- ③広報やホームページなどを活用し、あらゆる機会を捉えて、盛岡市の子育て支援策・支援活動を市民に周知していく必要がある。
- ④心身に障がいのある幼児の早期発見と早期療育を推進するためにも、乳児健診は重要なことから、今後とも未受診児の受診勧奨に引き続き取り組む必要がある。また、妊婦健診の拡充については、今後も国の財源措置を伴う支援の継続を要望する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【保育環境の充実】

施設整備による入所定員の拡大

【育児不安の軽減】

地域子育て支援拠点施設の整備及び地域での子育て力再構築の支援

【母子保健・予防の推進】

受診の意義、必要性を説き、健診内容の充実、効率化を図り、受診者が満足のいく健診体制を図る。

○ 国・県・他自治体

【保育環境の充実】

市町村における施設整備計画に基づく民間保育所の整備の推進

【育児不安の軽減】

税制を含めた経済支援策の充実や保育所以外の子育て支援サービスの法定化

【母子保健・予防の推進】

法制度の整備、情報収集と情報発信・統計調査

○ 市民・NPO

【保育環境の充実】

仕事と生活の調和のための働き方の見直し

【育児不安の軽減】

地域での子育て力の構築

【母子保健・予防の推進】

受診の際の託児や家事サポートなど

○ 企業・その他

【保育環境の充実】

仕事と生活の調和のため、長時間労働の是正・フレックスタイム制など、柔軟な働き方の導入

【育児不安の軽減】

社会を構成する一員として、自主的な取組(子育て応援パスポート事業)の推進

【母子保健・予防の推進】

乳幼児健診では保護者、妊婦健診では妊婦本人のための休暇制度の推進

(余白)

1 - 7 ふれあいが広がる地域福祉の実現

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 兼田 英典

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民・地域	地域で支え合える

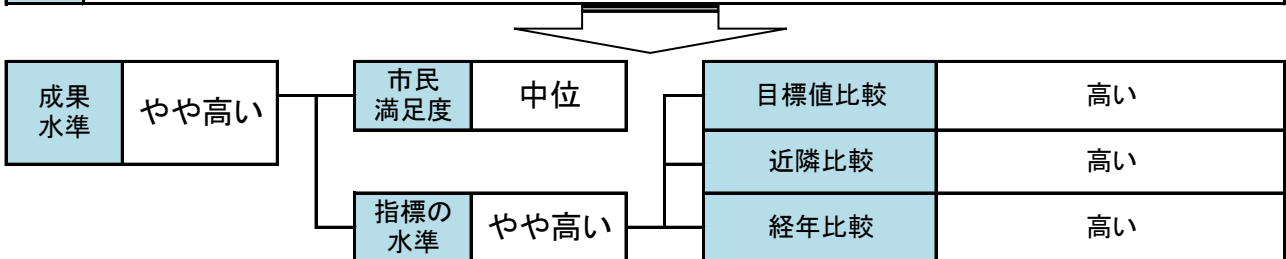
【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
盛岡市社会福祉協議会ボランティア登録者数	↗	人	
市や盛岡市社会福祉協議会に登録している福祉活動を行うNPOやボランティア団体数	↗	団体	
アンケート調査「身の回りでボランティア活動が行われていると感じる」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H24目標	H24実績
地域福祉の充実	アンケート調査「ボランティア活動をしたことがある」と答えた市民の割合	↗	%	40.4	37.4

市民満足度・重要度

とても満足/とても重要	やや満足/やや重要	どちらともいえない	やや不満/あまり重要ではない	とても不満/全く重要ではない	不明
-------------	-----------	-----------	----------------	----------------	----



【取組内容と成果】

(取組内容)

・平成21年度の「盛岡市地域福祉計画」の中間年度見直しにより、災害時要援護者避難支援対策を位置付けたこと、市民の意識が「ボランティア活動」「支えあい活動」「災害時の対策」について関心が高くなってきている。

22年度には、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、庁内における情報共有と災害時の避難支援活動を推進する横断的な組織の設置や社会福祉法人との災害時における避難所・車椅子の搬送可能な車両の提供についての協定を結んだ。

23年度には、災害時要援護者登録者情報の提供先を自治会副会長、自主防災隊副隊長等に拡大した。また、登録者には「避難支援プラン個別計画」に併せ、「あんしん連絡パック」を配布した。

24年度には、災害時要援護者避難支援の協力協定を障がい施設等に拡大した。

・地区福祉推進会の3地区において、継続してモデル地区事業として認知症・ボランティア・地域活動計画等をテーマに地域住民による福祉コミュニティづくりの推進を図った。

また、安心・安全コーディネーター育成事業により、高齢者等が住み慣れた地域で安心安全に生活できるようにするため、災害時に避難支援を行う地域支援者を増やす取組を行った。これまでに、地域支え合いマップづくりを行った団体は、146団体となっている。

(成果)

ボランティア登録者数、ボランティア団体数及び市民アンケート調査で「身の回りでボランティア活動が行われていると感じる」と答えた市民の割合について、目標値を達成する結果となった。

【成果を押し上げた要因】

東日本大震災の発災により、災害ボランティアに対する関心が高まったこと、また、災害ボランティアから一般ボランティアに移行し活動する例が見受けられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

地域住民のつながりの希薄化、家族力、地域力の低下が指摘されている中で、地域のさまざまな福祉課題は、地域の実情によって捉え方が異なり、温度差がある。それぞれの地域の実情を勘案しながら、福祉コミュニティ再構築のために課題に取り組むボランティア活動などへの参加意識の醸成や住民、地縁団体、事業者、NPO、市社会福祉協議会、行政等、あらゆる地域資源が連携・協働できる具体的な体制構築や仕組みづくりが課題となっている。

また、東日本大震災を経験し、災害ボランティアが増加したが、今後もボランティアの増加につなげる取組が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・市民、団体、事業者等のボランティア活動、社会貢献活動への参加意識を高める取組や、NPO等民間団体によるボランティア活動と地域団体等が連携・協働できる仕組みづくりへの取組。

・地域福祉団体や社会福祉協議会による福祉推進活動、ボランティア育成事業等への支援に関すること。

・市社会福祉協議会のボランティア育成事業について、補助を行う等、今後も継続して取り組む必要がある。また、ボランティア活動について、意識啓発に努める必要がある。

○ 国・県・他自治体

・企業、NPO等の社会貢献やボランティア活動に対する支援対策の枠組みづくりや自治体が行う地域福祉づくりや各種福祉活動推進、ボランティア育成等の事業への支援に関すること。

・ボランティア活動について、意識啓発に努める必要がある。

○ 市民・NPO

・地域団体、行政、企業・団体等との連携・協働による自主的な福祉コミュニティ構築への取組。

・地域での支え合い活動やボランティア活動への参加。

・災害ボランティアに限らず、町内会活動等の市民活動を活発にしていく必要がある。

○ 企業・その他

・地域での社会貢献活動やボランティア活動への参加、支援。

・企業等はユーズリレイティッドマーケティング(寄付金付き商品の販売等)により、福祉の推進を図ることが期待される。

また、企業の社会的責任(CSR)のもと、積極的な社会貢献を行うことが期待される。